

	コード	名 称	区分	コード	名 称
事業名	337	やはたまちづくり事業	会計	01	一般会計
			款	03	民生費
			項	03	同和行政費
			目	01	同和行政総務費
基本 施策	39	部落差別の解消に向け、同和行政を推し進める	細目	210	同和行政総務費
			細々目	53	やはたまちづくり事業
行革大綱の重点事項番号					
担当部課	コード	101000	担当者	22 -	9633
	名 称	同和課	氏 名	安岡 健司	連絡先 (内線) 2193

事務事業の概要 (Plan)

対象(誰を、何を)	「やはたまちづくり基本計画」(八幡町地区における改良住宅等の建替・改善計画) ※対象:約800世帯		
成果(どうする)	市とやはた人権まちづくり協議会により「まちづくり」というソフト面整備も含めた住宅の建替・改善計画が策定される。協議会は「やはたまちづくり計画」によって提言を行う。		
根拠法令・要綱等	改良住宅等改善事業制度要綱		
開始年度	平成 14 年度	年度	
終了年度	平成 23 年度	関連事業	
H22 事業 内 容	八幡町地区における改良・公営の市営住宅が老朽化しているため、建替え・改善計画をやはた人権まちづくり協議会と協調、協働し、策定中である。 [市が協議会のために行った支援]・活動補助金100万円を交付した。・まちづくり計画策定業務を業者に委託し、円滑に計画策定ができるようにした。		
社会情勢 の変化等	このやはたまちづくり事業は、平成22年度の「まちづくり基本計画」(市の計画)と平成23年度の「まちづくり計画」(協議会の計画)の策定を以って、ソフト事業としての区切りとしている。		

整備内容(「施設の建設」「整備事業」のみ記入)

1 建設用地	
建設面積 (延床面積)	
3 規模・構造	
4 総事業費	未定 千円

運営体制(「施設の建設」「施設の管理・運営」のみ記入)

1 運営主体	
委託先	
2 配置人員	— 人
3 年間運営費	— 千円
4 市内の 類似施設	

事務事業実施にかかる業績とコスト (Do)

活動 指標	指標名	単位	実績値		目標値	
			H21	H22	H23	H24
			目標	実績	目標	実績
	協議会の活動回数(全体会、見学会、勉強会、ワークショップなど)	回	20	20	20	20
			実績	24		
	協議会「まちづくりニュース」各1000部	回	目標	3	3	—
			実績	3		

成果 指標	指標名	指標設定の考え方	単位	実績値		目標値	
				H21	H22	H23	H24
				目標	実績	目標	実績
	まちづくり協議会と市の協議	まちづくり計画策定についての行政との協議回数	回	12	12	12	12
				実績	11		
				目標			
				実績			

投入 コスト		H21 決算	H22 決算	H23 当初予算	H24 当初要求
		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
		5,700	2,785	3,000	15,500
A の 財源 内訳	直接事業費計 (A)	2,850	1,392	1,500	7,218
	国庫支出金				
	県支出金				
	地方債				
	その他	0	0	0	0
B	一般財源	2,850	1,393	1,500	8,282
	事業投入人件費 (B)	1.0 人	7,200	2.0 人	14,400
	フルコスト(A)+(B)	12,900	17,185	24,600	37,100

事務事業の評価 (Check)

必要性	判断の基準(該当項目に○をつけてください)		備考欄(特記事項)
	法律(条例は除く)で実施が義務付けられている事業		
	個人の方だけでは対処し得ない社会的・経済的弱者を対象に、生活の安定を支援し、あるいは生活の安全網(セーフティネット)を整備する事業	○	
必 要 性	特定の市民や団体を対象としたサービスであるが、サービスの提供を通じて対象者以外の第3者にも利益が及ぶ事業		まちづくり協議会は、地域住民の住みよい環境づくりを目指して種々の活動計画を協議し実行している組織である。行政は活動に支援し一体となって進めている。まちづくり協議会では、自ら住民意思の向上と、将来の住環境整備について月2回話し合いを実施している。今後の住環境整備計画について行政と、地域が協働して進めるためには支援の継続が不可欠である。
	事業開始からの目標・目的を概ね達成している事業		
	市民にとっての必要性は高いが、多額の投資が必要、あるいは事業リスクや不確実性が存在するため、民間だけではその全てを負担しきれず、これを補完する事業		
	市民が社会生活を営むうえで必要な生活環境水準の確保を目的とした事業	○	
	国や県、民間が同様のサービスを提供している事業		
	市民の生命、財産、権利を擁護し、あるいは市民の不安を解消するために必要な規制、監視、指導、情報提供、相談等を目的とした事業		
	民間のサービスだけでは市域全体に望ましい質・量のサービスが確保できず、これを補完・先導する事業		
	受益の範囲が不特定多数の市民に及び、サービス対価の徴収ができない事業		
	事業の対象や環境の変化により、事業ニーズが薄れていない事業		
	【○をつけた場合、ニーズの具体的内容、根拠となるデータ等判断理由】		
有効 性	財政状況を考慮し、事業を休止した場合、市民生活への影響が大きい事業		【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】
	【○をつけた場合、影響の内容及び判断理由】		
達成 度	当初設定した計画を 予算の繰越の有無	100% 実施している。 無	【計画に遅れが生じている場合、改善策】
効 率 性	【予算の繰越がある場合、繰越の種類】		
	他の事業主体の活用、事業移管が可能である。		
	基本施策の中で類似・重複する事務事業がある。		
	【事業名】		
効 率 性	受益者負担を求めることができる事業である。		
	全体コストにおける負担構成は適正である。		
	コストに見合った効果となっていない。効果を絞り込むことでコストを削減する余地がある。		

昨年度の評価結果に基づく改善策への取り組み状況

改善策	住民懇談会、ワークショップの複数回開催により、住民のまちづくりへの関心を高める。
昨年度の 取組状況	【状況】 計画のとおり進んでいる 【詳細】 協議会が住民懇談会、及びワークショップの開催を複数回行い、住民のまちづくりへの関心を高めた。

今後の方向性 (Action)

担当課長氏名	牧野 頼悌
事業の方向性	【方向性】 現状維持
	【理由】 平成23年度が最終年度にあたるため「やはたまちづくり基本計画」に沿って、「まちづくり」というソフト面整備も含めた住宅の建替改善計画の策定等、協議会としてまちづくりの目標を明確にする。平成24年度から測量・設計及び改良工事に着手する。
	現時点における課題、その他 協議会会員という限られた住民がまちづくりに参加しているだけである。 住生活基本計画との関連から、やはたまちづくり基本計画の策定が少し遅れている。
課題、その他に 対する改善策 (いつまでに、何を、どうする)	やはたまちづくり計画の平成23年度末の策定に向けて、引き続きワークショップ等の開催をすすめて、住民主体のまちづくりが行えるよう支援する。また、平成24年度からまちづくり計画に基づき、地域が活動を進めることについて支援する。